ケアハウスハピネス狭山重要事項説明書

1．事業者

法人名	社会福祉法人　誠由会
法人所在地	埼玉県狭山市富士見 2 丁目 16 番 8 号
代表者	理事長　石井幸子
電話番号	04-2959-2616
設立年月日	平成 12 年 11 月 7 日

2．事業所の概要

事業所の名称	ケアハウスハピネス狭山
事業所の所在地	埼玉県狭山市富士見 2 丁目 16 番 8 号
施設長	石井幸子
電話番号	04－2959－2616
開設年月日	平成 14 年 4 月 1 日
利用定員	43 名

3．運営方針

ご利用者の尊厳を尊重し、地域社会において自立した生活をおくることができるよう創意工夫を持って支援いたします。

4．施設サービスの概要

(1) 食事　栄養バランスに留意した栄養士の立てる献立にて食事を提供します。

（食事時間）　朝食　7：30～ 8：30
昼食　12：00～13：00
夕食　18：00～19：00

※1 食欠食毎に一律 200 円返還します。11 日前までに申し出て下さい。

(2) 入浴　16：00～19：30（水・日のみシャワー浴になります。）

(3) 相談及び援助　ハピネス狭山では利用者及びそのご家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行なうよう努めます。

5．利用料金　別紙参照

・国、県のケアハウス設置運営要綱改正に伴い単価は変更いたします。
・11 月～3 月まで冬季暖房費として毎月 2,150 円が加算されます。
・居室内において使用する水道・ガス・電気は別途かかります。

6．利用料金の支払い方法

毎月 20 日に預金口座振替による自動振込でお願いいたします。

7．当施設ご利用にあたって留意いただく事項

(1) 外泊、外出について

・外泊、外出は自由ですが外泊の場合は外泊届けを提出して下さい。
外出は外出簿に記入して下さい。(散策等近隣への短時間の外出は記入不要)

・外出先からの帰宅の場合、正面玄関の施錠が 17 時半ですのでそれ以降の帰宅になるときは連絡して下さい。

・高齢者施設の性質上、感染症まん延時等の外出は施設の指示を厳守して下さい。

(2) 貴重品管理

・居室内に持ち込まれた貴重品の管理は入居者自身で行なってください。
紛失・盗難等の被害は負いかねます。(居室を離れる場合は必ず施錠して下さい。)

(3) 喫煙

・居室内での喫煙は厳禁です。

(4) 迷惑行為について

次のような行為は禁止します。

・喧嘩・暴行・中傷・口論・泥酔・賭博等他人に迷惑をかけること。
・居室内に危険物・可燃物を持ち込むこと。
・ペットを飼育すること。
・無断で外泊すること。
・政治・宗教活動、その他施設の秩序や風紀を乱す等、共同生活に甚だしく支障をきたす行為。
・職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
・職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）
・職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

上記内容を守って頂けない場合、及び他入居者、職員への迷惑行為があった場合は契約を解除させて頂く事があります。

(5) ２０年経過後入居を継続する場合は、初年度と同様に管理費を頂くものとする。

8．協力医療機関　　西武狭山歯科、入間川病院、狭山厚生病院

9．職員体制

施設長	1 名
生活相談員	1 名
介護職	3 名
栄養士	1 名
夜勤	3 名

10. 苦情相談窓口

サービスに関する苦情や相談については次の窓口で対応いたします。

苦情解決責任者	石井幸子（施設長）	
苦情受付担当者	府川浩司（生活相談員）	04-2959-2616
第三者委員	廣瀬睦昭	04-2958-4326
外部苦情相談窓口	狭山市健康推進部介護保険課	04-2953-1111
	埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2761

11. サービスの第三者評価は実施しておりません。